平成２３年（フ）第７５４号
神奈川県秦野市若松町５番６号　メゾンリベルテ203号
債務者　田中とも美
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７８１号
神奈川県小田原市蓮正寺1012番地の10　102号
債務者　橋本　典之
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５０１号
静岡県田方郡函南町柏谷1060番地の３　タウンヒル芹沢88―301、前住所静岡県田方郡函南町柏谷1277番地の12
債務者　大川　　優
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４９９号
長崎県長崎市三芳町13番６号
債務者　渡邊　秀志
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５１８号
長崎県長崎市愛宕３丁目20番29号
債務者　平戸　誠次
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５３４号
長崎県長崎市平和町20番24号　ハイツＴＬＥＳ201号、旧住所長崎県長崎市橋口町10番22号
債務者　久野　雅惠（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５４０号
長崎県長崎市松原町2360番地４
債務者　池下　良次
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８８号
北海道苫小牧市澄川町３丁目20番22号レインボーハウス102
債務者　大澤　一崇
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第４５２号
函館市千代台町20番17号
債務者　佐々木幸子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４８２号
函館市昭和２丁目27番26―702号
債務者　太田　修二
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第６９１号
神奈川県愛甲郡愛川町半原1692番地の１
債務者　中村　　浩
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７１１号
神奈川県厚木市岡田１丁目14番９号　エステートピア健101
債務者　橋本　文子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７１６号
神奈川県足柄下郡湯河原町宮上772番地の25
債務者　力石　隼人
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７５７号
神奈川県小田原市飯泉1189番地　オークスＢ101号室
債務者　坂田奈津美
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７６０号
神奈川県伊勢原市高森163番地の２
債務者　齊藤　修二（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７６７号
神奈川県厚木市関口970番地５　ハイツムーシカ203
債務者　大城みよ子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７８２号
神奈川県小田原市下堀111番地の１　ドミールしんやＣ棟102号
債務者　佐藤富紀子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部